

○八女西部広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

(平成4年8月3日 条例第1号)

改正 平成22年8月27日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第15号）の適用を受ける職員をいう。

(育児休業等)

第3条 職員の育児休業等に関しては、筑後市職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第9号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成22年8月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八女西部広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。